

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画のあらまし

①認定を受けることができる中小企業者の規模

認定を受けることできる中小企業の規模は以下のとおりです。

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

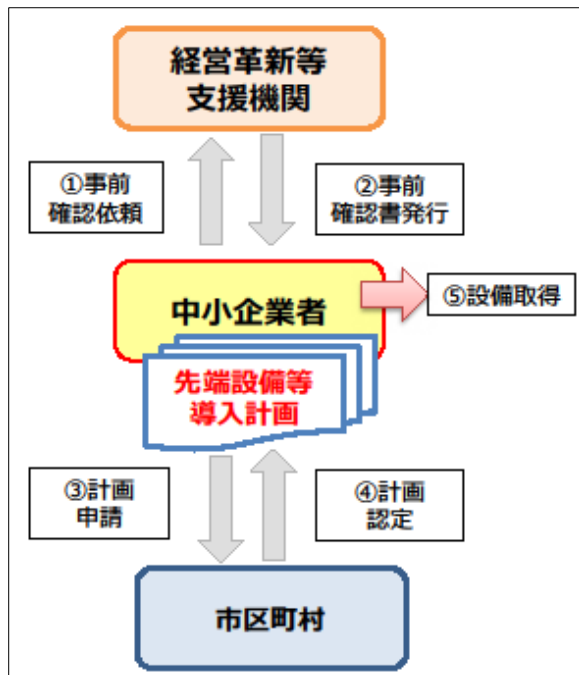
*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
 (注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

②先端設備等導入計画の主な要件

計画認定に必要な要件は以下のとおりです。

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合すること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

③先端設備等導入計画の認定



先端設備等導入計画の認定手順は以下のとおりです。

○先端設備等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

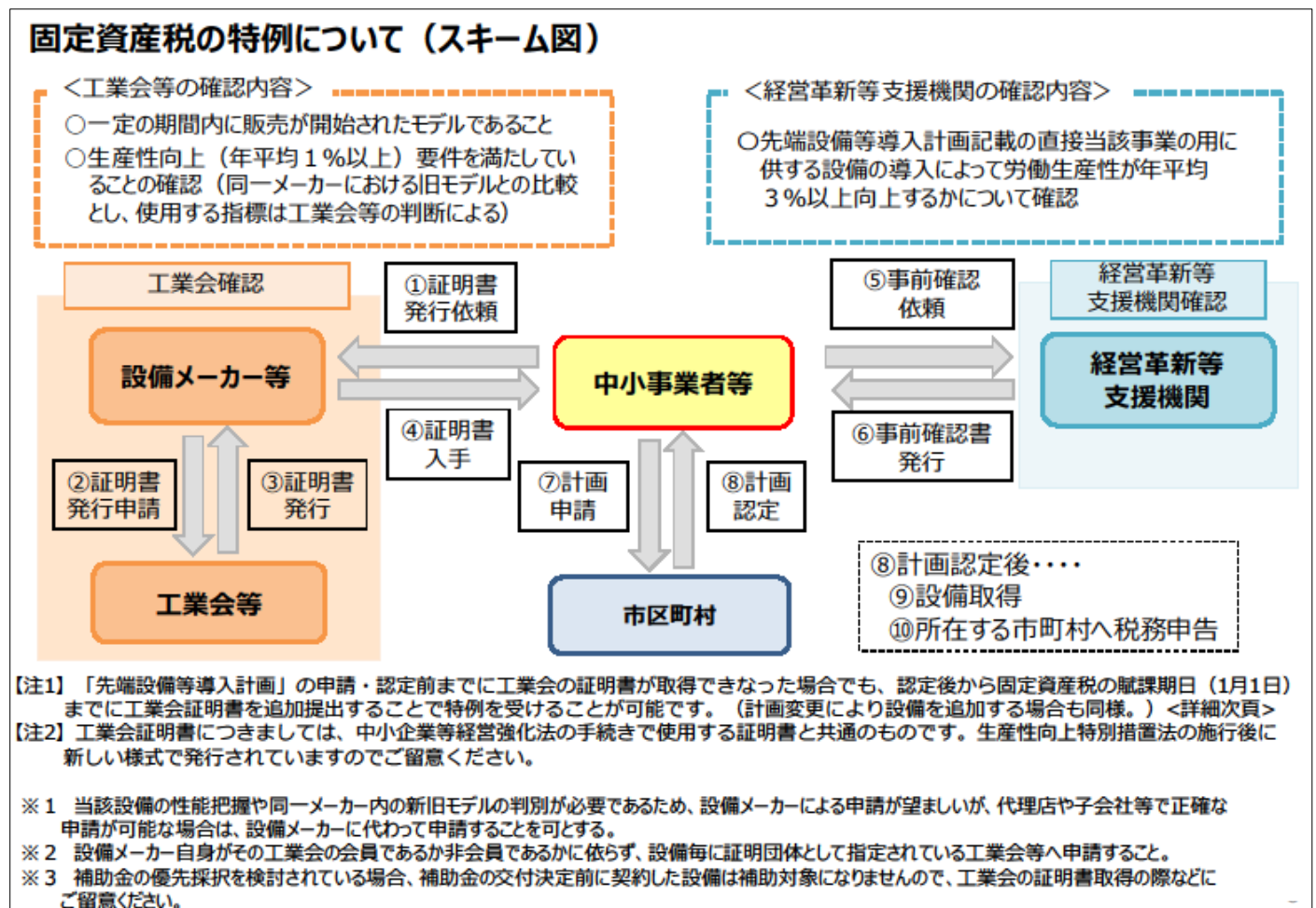
○「認定経営革新等支援機関」の事前確認が必要です。

◆認定経営革新等支援機関については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

④固定資産税の特例措置

対象者	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）。
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 % 以上向上する下記の設備 <減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）> ◆機械装置（160 万円以上/10 年以内） ◆測定工具及び検査工具（30 万円以上/5 年以内） ◆器具備品（30 万円以上/6 年以内） ◆建物附属設備（※）（60 万円以上/14 年以内） ※建物と一体となって効用を果たすものを除く 【新たに構築物と事業用家屋を対象に追加】 ◆構築物（120 万円以上/14 年以内） ◆事業用家屋（取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと 等
特例措置	固定資産税の課税標準を、3 年間「 ^{ゼロ} 0」に軽減

⑤固定資産税の特例を受ける際の認定フロー



⑥申請手続き

（1）生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の申請

＜必要書類＞

- ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書」
- ・「先端設備等導入計画に係る認定経営革新等支援機関による確認書」

＜申請受付＞

美作市役所 経済部商工観光課（電話：0868-72-6695）

（2）認定を受けた先端設備等導入計画を変更する場合

＜必要書類＞

- ・「先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書」
- ・「変更後の先端設備等に係る誓約書」

＜申請受付＞

美作市役所 経済部商工観光課（電話：0868-72-6695）

（3）生産性向上特別措置法に係る固定資産税特例の申告に関すること

＜必要書類＞

- ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)」
- ・「先端設備等導入計画に係る認定経営革新等支援機関による確認書(写)」
- ・「工業会等による証明書(写)」

(注1) その他、追加書類が必要となる可能性もあります。

(注2) やむを得ず申請時に工業会の証明書の写しを提出できない場合
計画認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに以下の書類を提出することにより、固定資産税の特例措置を受けるための税務申告ができます。

- ・「工業会等による証明書(写)」
- ・「先端設備等に係る誓約書」

<申請受付>

美作市役所 市民部税務課（電話：0868-72-0927）

様式及び記載例等は、中小企業庁ホームページをご確認ください。